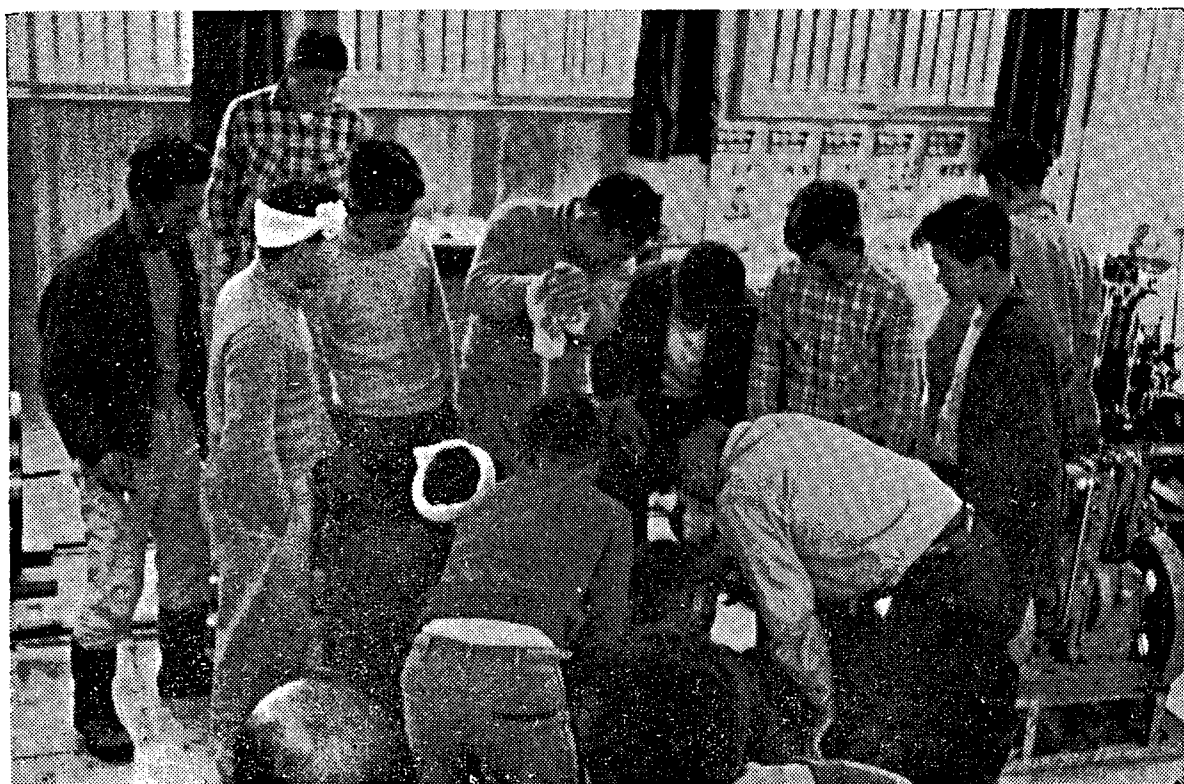


# 拓水

第四六号昭和卅五年六月十五日発行  
毎月十五日一回発行 一部 十円  
昭和卅二年十月十八日 第三種郵便物認可

六 月



兵庫県漁業協同組合連合会  
財団法人 兵庫県水産業改良普及協会

# 水産ニュース

## 第一兵庫丸

### 第十七次航海に就く

#### ○第十五次航海

五月一日漁場に到着、直ちに操業を開始したが、五月に這入って漁場の水温が上昇し、魚群の反音はあるが浮上思わしくなく、従って漁獲成績も挙げず船団各船協力して好漁場の探索に努めたが、好結果を得ず止むなく、元の漁場に復帰して操業を継続、同月十日漁場を切揚げ十二日鹿児島港に入港、翌十三日左記の通り水揚げした。

漁獲数量 約二三、五〇〇疋

水揚金額 約八七〇、〇〇〇円

水揚げ後機関の調子が思わしくなく（入港前よりノッキング音を認めたので）開放調査の結果、メンベアリングが損傷しているのを発見直ちに修理に着手した。

#### ○第十六次航海

機関の修理を終了し、試運転の結果も良好なので直ちに出港準備を終へ五月二十日鹿児島港を出港し同月二十四日漁場に到着、操業成績も前航

海より幾分上昇し、六月一日漁場を切揚げ同月三日鹿児島港に入港、翌四日左の通り水揚げした。

漁獲数量 約二九、五〇〇疋

水揚金額

約一、一八〇、〇〇〇円

#### ○第十七次航海

六月五日正午鹿児島港を出港し漁場に向ったが、六月七日現在台風四号警戒のため名瀬港に仮泊中。

## 県漁連に広報車を装備

最近視聴覚教育ということが重視され、各種の団体においても研究会、講習会、その他種々の会合の場合等には盛んに取入れられており、県漁連においても早くからこの点に着目し、各種機材を取揃えて漁村の皆様の御利用に応じられるよう準備してまいりましたが、これらの活動や各種指導事業と併せて広報活動が積極的出来るように、機動力を備えることとし、本年度において広報車を装備しました。

従来より漁協、漁協婦人部等の会合がもたれるような場合に映写機、幻灯機等、派遣希望の依頼をしばしば受けておりましたが、これに即応出来ないことも往々にしてありまし

たが、今後は出来る限り御希望に沿えるような体制が整いましたのでせいぜい御活用下さい。

但しこの場合に自動車の燃料代は戴くことにしております。

なお詳細については本会にお問合せして下さい。  
(県漁連)

## 漁民教室開き

—水産試験場に新設—

本年三月竣工、面積一〇二二平方メートル、工費は内部施設とも、一、四七四、〇〇〇円。昭和三十四年度の沿岸漁業振興総合対策事業の一部として、水産技術指導施設（特認事業）という補助項目によって国庫補助（ $\frac{1}{2}$ ）を得て、兵庫県が建設した。

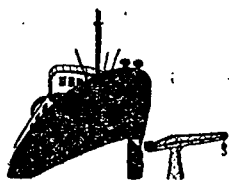
位置は明石市東戒町、水産試験場の正門前である。研修用として、ダイヤ、クボタ、ヤンマー各社の小型ディーゼルエンジンを借りて、五月七日から十日までの四日間「教室開き」として一般に公開した。この間に、九組合約二五〇名の漁村青年が見学に来て、専門技術員の説明をきいたり、展示されているエンジンを運転したりした。（表紙の写真）

## 立派な合格率

—室津新潮会の機関講習—

淡路北淡町室津の室津新潮会（青年部）では、本年三月・四月に二回にわたり機関講習会を開き、水産試験場の杉本技師を招いてミッチリ機関の勉強をした。

その成果は、四月十一日、神戸海運局の海技免状定期試験において、会長浜田時男君ほか五名が内燃機関三種機関士の資格を獲得、喜びの色一しおであった。従来の世評では、漁船乗組員は程度が低いから、一般商船乗組員と一しよに受ける定期試験は不利とされていたのであったが七人中六人合格という立派な成績をあげたことは、大へん心強いものがある。



# 漁村青年の生活と意見

飯屋水産四日クラブ

北 つとむ

私が初めて今の漁業に従事したのは中学校を卒業してから三年の年月を経てからであります。それ迄私は漁師という職業を軽蔑しておりました。朝は暗い中から起き出して日の沈む迄、毎日不便な海の上で働いている。そして月に三日の定休日には網をうったり、網をつくらったりして家内中が仕事をしなければならぬ職業、大声で荒々しくどなり散らす人々、せまい家に大勢の家族がゴロゴロしていて、部屋の片隅には汐の臭いがプンプンする網が重ねられてあり、座敷は砂でザラザラしている。時代遅れの暗い裸電灯の下で売れない雑魚だけが何よりの御馳走だという毎晩の食事。散らかった土間にぬぎ捨てられた下駄、破れかかったゴム長靴、これが漁師という職業をもった家庭の姿であります。私が学校で習って来た家庭生活、或いはまた都会で見て来たよその家の家庭

生活を考える時、始めの間は全く悲観してしまいました。然し三年間の都会生活と、三年間の漁師の生活の中から、たとえ街でどんな綺麗な服を着ている者も、田舎の漁師町で破れかかったシャツにつきはぎだらけのズボンをはいている者も、労働を尊び仕事を愛する人間の値打には何等の変わりはない筈だという事を知りました。

五月からの盛漁期には午前二時半か三時にはたたき起こされます。人より余計獲るには人より早く漁に出なければなりません。真夏の焦げつく様な太陽の下で裸一貫海に働く男の仕事は漁師ならではの喜びが感じられます。然し、連日十三〜十四時間という労働時間には流石に身心共に疲れ果てるのが現実の姿です。こうした盛漁期は働けばそれだけ金になるからまだ良いのですが、漁閑期ともなると日の出前の冷たい空気に

身もちぢまんばかりです。綿入れのどんぎにくるまり、タオルで顔をおおい、白い汐しぶきがふいている顔に自然と水鼻も出るこの季節は五回〜六回と網揚げ回数も少なく漁獲も少ない。出漁すれば反って油代さえも心配しなければならぬ状態であっても、その日の米代を案じる為にそれが当然のように毎日続けられているのである。冬のシケは漁師の首元に鋭い刃物をつきつけてくるようなものです。

一日の疲れを安めてくれる大衆浴場では、その日の漁況を話し合うのが私達漁師の唯一の楽しみであり、またお互いの研究の場でもありません。漁場、網のしかけ方、潮流との関係など話したり聞いたりするので、それは水揚高において人に負けないための自分の研究でもあり、昔から伝わる漁師かたぎ(氣質)でもある。漁師かたぎ……それは自分個人の研究なら他の職業の人々に劣らぬ研究心があり、努力家であるにもかかわらず、「共同体や団体を対象にした場合は丸つきり関心を持たない。」ということではないでしょうか。

これは単に漁師だけに限った事ではないかも知れませんが、工員は自

## 目次

水産ニュース……………1

漁村青年の生活と意見  
飯屋水産四日クラブ

北 つとむ……………2

第八回漁業協同組合大会(三)  
講 演……………4

水産課職員の移動及び  
事務室の配置替え……………9

昭和三十五年四月の海面  
漁獲の概要……………10

水産資源愛護の  
映画会開催……………10

分達の幸福を作り出す為に労働組合を作り、百姓は自分達の生活向上を計る為に農業の共同化、法人化を叫んでいる現在、私達漁師のその立ち遅れは一層はつきり認めざるを得ないのであります。「漁師とは魚を獲る者の事だ、魚獲高の減少により漁家経営の苦しい者は廃業しなければならぬ」と観念していた今迄の考え方を捨て、漁師は互いに助け合い協力し合って行かなければ漁業の発展は望めません。勿論漁師は今迄の状況に満足して来たものではありません。

近年盛んに沿岸漁業不振打開策を唱えています、これは漁業者にとって決して耳新しい言葉ではない筈です。現に私達の漁村仮屋でも昭和三年に水産業振興対策が樹てられている。例えば漁具の改良や漁法の改善、浅海増殖、稚魚の乱獲防止、水産加工改良、共同販売、共同購入、副業の奨励や県外出漁の奨励等でありますが、三十数年後の今日同じ様なことを繰り返して叫んでいるのは何故でしょうか。どうしてこれらの問題が今日迄解決されなかったのだろうか。

現在の私達の町の底曳網漁法は内海漁業及び沿岸漁業としては技術の

最も進んでいる漁村だといわれております。三十五年前ではまだ無動力船による漁法でありましたが、発動機の出現により漁民の間で互いに漁具の改良に力を尽す様になりました。魚を獲る為に或いは人に負けたくない為のお互いの競争心があって今日の様に全国的に先駆ける発展を遂げたのであります。しかし漁具の改良、漁法の改善を行って来た私達のこの漁業は魚獲量に於いて僅かに増えている、果してどれだけ私達の生活を安定させてくれたでしょうか。むしろ昨今全国的に魚が少なくなつたといわれていますが、特にひどい内海のそれは私達の前途を暗示しているのであります。戦中、戦後の乱獲の習慣からいまだに抜けきれないのが現状ではないでしょうか。魚を獲る事だけでは生活向上に役立たないのが実証されています。

浅海増殖、副利厚生、販売、購買等これら共同事業は漁業協同組合本来の使命であり、ここに漁協の精神があると思えます。それを実行されていなくという事は漁協の持ついろいろな機能の冬眠であり、我々漁民の防波堤ともなるべき漁協の決壊ではないのかと、私は真に心細く思います。これらはおそらく沿岸漁業者共

通の悩みではないでしょうか。漁師に共同性のない原因は朝から夜迄、毎日不便な海の上で働いているという環境と個人経営という小さな企業体が必要以上の競争をしているからではないかと過去のわずかな経験から感じました。そして漁業協同組合の組織の中にも漁業という企業体の中にも漁民の家庭にも多くの封建性がいまだに存在しているのを強く感じるのであります。

船主による協同組合、船子による労働組合、漁村青年の4Hクラブ、婦人部がお互いの問題を持ち寄り、お互いに話し合せて、お互いの立場を理解し、認識し合せてこそ、漁村の民主化漁業の共同化が出来得るのだと信じます。

「戦前よりも漁獲量は増えている」とある雑誌に現在の漁業界を語って居ります。にもかかわらず私達の漁業の危機は絶えず訴えられその声は増々大きくなって来ております。漁獲量は増加しているといっても大資本漁業と一部の中小資本漁業だけであります。つまり私達沿岸の零細漁業による漁獲量は年々減っているのであります。

工業界の著しい発達による工場汚水、農村の進歩した農業の汚水の流

出と、漁業者自身資源の枯れ果てる状態を考えない略奪的漁法などで一層自分達の首をしめていく。工業、農業界に対抗する漁業界の強力な組織が果してあるのでしょうか。

漁業経営の第一の問題点は魚獲の不確実であり、魚価の不安定だと思えます。だから大漁貧乏という現象が起きる。これが乱獲の起因となるのではないだろうか。農産物価格安定法がある様に漁業でもこれが実現されて当然ではないでしょうか。また農業での国家的試験場や研究所にくらべると漁業でのそれは少なく、その活動も予算に制約されていて、無能に等しい有様ではないでしょうか。漁場の開拓、発見、魚群の発見等の施設の拡充を切望してやみません。砂泥、くらげ、海草、沈殿物、流木、岩礁等で操業しにくくなるばかりでなく、これらによる魚網の被害は一隻平均年間五万円を超えている事実であります。

漁村の不況とか不振とかは漁協の不振であると共に漁師各自の認識不足であるかも知れませんが、斜陽漁業振興の為に国家の財政援助と漁業政策の積極的な行政を政府にお願いしたい。それには我々の悩みを實際に知っている我々漁師を国会に送り

出さねばならないのではないかと。この様に我々漁民共通の問題を解決する為に新しい漁業への認識を深め自分達の一挙手、一投足が漁業不振

打開への歩みであるという信念を持つ事こそ、本当に私達はその不振から立ち上る事が出来るのだと信じてやみません。

## 第八回兵庫県漁業協同組合大会(三)

### 講演

講師 庄 司 嘉

#### 四、購買事業

購買事業の關係について申し上げますと、先程申しましたようにこの事業は、小売業のようなものもあり非常に煩雑な仕事がついてきます。とくに一件の取扱金額が少額のものになりますと、事務費さえも出ないような場合が多いのであります。しかしながら一方からみまますならば、組合員の各家庭へ廻ってみますと、いとせひとも組合でやっていただきたような品物もありましようから、これは結局組合員と重々相談をして総意をお聞きになって、そうしてそ

の取扱品を決定する。購買事業の要点というものは結局漁業経営費の節減であり、家計費の節減というところがねらいであろうと思えます。そういう点を充分お考えになって、そうして取扱品目をきめます。今例の認承購買制度が普及しつつありますが、こうした制度を活用してそうして組合としては組合員の要請に答えるようにしていただきたいと思っております。なお個々の組合員が共同販売の場合に問屋なり業者と組んでいる場合が少なくありませんが、これを断切することを強調しましたが、この購買事業にしましても同じことがい

えるのであります。

#### 五、信用事業

次に信用事業について申し上げますとこの業務においては、やはり何と申しましても貯金業務が基礎になる訳であります。中には申訳の貯金業務を始め、何時までたっても貯金が増えもしなければ減りもしないような向がありますが、これは貯金業務が軌道に乗っていない証拠であろうと私は思います。

この貯金のことにつきましては信漁連なり、或いは金庫の方からいろいろお話がありましようから殊更に申し上げませんが、少なくとも組合としては全額振替制の貯金をしていただきたい。できるなればこうした大会で決議して、組合員全員の水揚金を組合に振替へ何時でも払戻できるような貯金を始めていただきたい。現に行っておられるところもありましようが、そうした申し合せをして貯金業務を進めていただきたいと思っております。天引貯金というものも悪くはありませんが、漁民の立場になりますと、何か自分の水揚げしたものを頭から引かれるという観念で、そこが気に入らない点があるのではないかと思うのでありま

す。ですからひと先づ貯金に入れて入れた直後に引出してもよいからというところで全額振替制を実施したところがたくさんありますが、そういうところの方が信用事業としての伸がよいようであります。

また、販売事業なり購買事業なり信用事業というものが、やはり組合の内部でこれらの事業を行うからにおいては、どうしてもその事業間に有機的な連繫をもたし、組合経営の妙味を発揮するように、具体的に申しますと販売事業で入ってきた金は購買事業に廻すのだ、或いは資金の貸付の方に廻すのだ。また入ってきた金をどう運用管理するか、人の問題にしても事務の分担の問題にしても、経費の問題にしても、それぞれよく考えねばなりません。例えば出張するにしても、販売事業のために出張して購買事業には全く振向かない、同じような地域で同じような用件であるのかかわらず、一つの仕事をして帰るといふことではないのであります。電話一本かけられるにしても、結局総合経営の妙味を発揮するようにやっていただきたいと思えます。

#### 六、漁業の生産面について

この生産面の事業としまして特に強調したい点があります。どういふことかと申しますと、漁業協同組合が今申しましたように、いろいろの経済事業をやっていたことは、これは組合員にとってプラスになるだろうと思うのであります。しかしそれだけでは組合員の経済というものがよくなるものではありません。どうしても生産面につっこんでいって、そうして組合員の生産が上るように、生産性の向上に役立つような施策をやらなければならないのであります。農業協同組合や中小企業組合と漁業協同組合を比べてみますと、組合の構成関係というものは随分違ってまいります。漁業協同組合では一方においては漁業権をもっており、しかもその漁業によって組合員が共同であるか個別であるか、つまり漁業権を各個行使するか共同で行使するか、そういう形になっている限りにはこの生産基盤に対しての施策がなければならぬのであります。

ただ流通面の売ったり買ったりであります、これは株式会社とそんなに変わりはないと思うのであります。株式会社だつて物を安く売ったり高く買ったりする場合もないとはいえないのであります。ですからその事業を相並んで生産に密着した運動をやる必要があると私は思うのであります。これがなければ漁業協同組合としての特色が発揮出来ないのではないかと思ひます。例えて申しますならば生産の技術指導とか、或いは漁業の共同経営であるとか、多獲化を進めるための共同経営であるとか、また漁場の改善といったように、いろいろの問題があるだろうと思ひます。

七、貿易の自由化について

現在の外国貿易の形は昭和十二年までは自由貿易でありましたが、同年から外国貿易管理法という法律が出来たのであります。

そこで管理貿易になりました関係で、例えば外国からうなぎの輸入をする、或いはいくらの輸入をする、韓国のりの輸入をやるというようなことになりますと、外貨の割当をもつて輸入をします。ところが今度政府は貿易自由化の政策を発表しまして、昭和三十八年までに我國の貿易は九〇%まで自由化するといふのであります。そうになりましたときにわれわれ水産業に関係する者として、先刻会長さんからお話ありましたように、どういふことになってゆくだろうか、これは非常に重大問題であります。例をとってみますなれば韓国とは今日は複雑な関係になっておりますが、貿易自由化になつてまいりました場合に、韓国の或いは北鮮の水産物が相当大量に日本市場に流れてまいりましょう。或いはソ連から、しんも入りましようし、昆布も入りましよう。中共からは赤物が入りましようし、その他いろいろの水産物が輸入されることが考えられるのであります。これらの水産物が日本の市場に無制限に、貿易自由化の線にそつて流れてきた場合に皆様の生産物が果して適正価格で売れるかどうかと申しますと、はなはだ疑問なのであります。当然これは外国市場から入ってきます商品のために、相当な圧迫を受けるであろうと思ひるのであります。私は奈良県の生れであります、幼少の頃を今でも記憶しておりますが、中共の鶏卵を三個十銭で売っている。しかもそれはポイルして包装したもので、大阪市場等で売っておつたことを記憶しております。その当時は国内の鶏

卵は一個五銭五厘から六銭しておりましたが、そうしますと中共から輸入してポイルをして包装しますと、おそらく原価が二銭か二銭五厘だろうと思ひます。そうした品物と国内市場でその当時売つておりました、五銭から六銭もする卵を比べてみると、向のものは半値です。その半値に近いものが日本市場に流れてきたときに、果して養鶏業界が成立つていくだろうか。これは重大問題だろうと私は思つております。

われわれ漁業関係におきましてもやはりくるま、えび、一つにしましても或いは鮮魚にしましても、安い価格で無制限に輸入されますと到底われわれの経済というものは成り立っていきません。そこでわれわれとして、今日までこの輸入に対しては、今日までこの輸入に対しては阻止運動を展開してまいりました。そこで先程より申しますように政府がそういうような方針を確立して、そうして三十八年以後にはほとんど自由化するというのであります。これは容易ならん問題であると思ひますから充分御研究をお願いしたいと思います。

こうした物の輸入に当つては、例の関税定率法というものがありません。輸入します場合にはその品物に

税金を掛けて、そうして国内産業を保護しております。しかしこの関税は、戦前でありまして一〇〇%もそれ以上もの税を掛けましたが、現在では最高五〇%しか掛からないことになっており、鮮魚の如きは僅かに一〇%の税金になっております。例えば渤海湾で獲れますくるま、えびが原価がいくらになるかわかりませんが、あの資源の多いところで獲ったところのくるま、えびと、瀬戸内海で獲ったところのくるま、えびとむろん質は違うでしょうが、市場に出廻ったときどちらを取るだろうか、高い物を好む人もあります。また、また安い渤海湾のものを歓迎するむきもないとはいえない。むしろ大衆になりますと、そちらの方を歓迎するかもわからないのであります。向うではかりに一匹二〇円のものとして、一割の税金が掛かったとしても二二円にしかつかないのであります。すると国内の非常に急迫したところの沿岸漁業において獲られた魚と、太刀打ち出来るかどうか、私は残念ながらこれは太刀打ち出来ないと思っております。ですからそういった点よりみますとこの貿易自由化ということ、いいことには違いないだろうけれども、自由化の計画を実施し

ました場合に、相当風邪をひく業者が出てくると思えます。風邪をひく程度ならまだよろしいが、おそらく風邪ひきがだんだんこうじ、その業界から足を洗わなければならぬ。脱落してゆくところの業者もないとはいえないと思っております。

そこでこうした観点より、この貿易自由化の問題はやはり業界としまして、結束して何等かの対策を確立する猛烈な運動を展開する必要があると思っております。

#### 八、埋立の問題について

この問題につきましては、浅海地域とくに臨海地帯におきましては、最近埋立の問題が出てきました。殊にいま臨海地帯の工場用地のための埋立法律が出てきて、臨海地域開発促進法という法律案が国会で審議されておりますが、この法律案が通りますと、おそらくわれわれ業界におきまして重大化してくるであろうと思えます。この臨海地域開発促進法が通過しますと、どういうことになるかと申しますと、この法律案の中には埋立地域を指定することになっております。審議会より総理大臣に答申しますと総理大臣は、例えば兵庫県の網干から赤穂までを。というようにこの開発促進地域に指定

する訳であります。また一方におきましては表面に出ておりませんが、臨海地域開発公園を作り、その公園の手によって埋立をするやに聞いております。計画の概要は大抵十年間に一億坪を埋立てるといって、十年間に一億坪といえますと全国の浅海漁場が六千万坪であります。全国浅海漁場を全部埋立るとしても六千万坪でありまだ四千万坪というものはそれ以外の地域も含んでいることになる訳であります。

このような計画を進められますとわれわれ浅海増殖に関係するものとして、これは將に死活の問題でありますので、私はこの法案に対しては全面的に反対しております。ところが東京におきまして中央団体の意見調整が出来ないのであります。或る団体は社会の進化なり、産業の発展からみて、臨海地域を埋立るといふことは止むを得ないではないか、大勢ではないか、だから反対すべきではないといわんばかりの意見が一つ。それからこの法律案は何が何でも反対だというのが一つ。或いは補償金さえもらえらばこの法案は通してもよろしいというような考え方。私の考え方はわれわれ浅海漁業関係としましては、この法律

案を通すということであるならば先づこれに先んじて、浅海漁場を確保するところの法律案を出してもらいたい。例えば浅海漁業における稚貝、のりの種場等こういった点を先づ確保するところの法律を出してもらいたい。その後で出すならば若干の修正でわれわれは同意する。このように不幸にして四者四様の意見であります。一方社会党の方はどうかと申しますと、やはり臨海地域の開発はやらなければならないということとは、大体考えは同じであります。ここで一寸と申し上げにくいですが、開発促進埋立ということになりますと、いろいろの問題が出てまいります。今日沿岸漁業は不振の一途をたどっております。毎年一百万戸が沿岸漁業から脱落して、そしてその内六千万戸ばかりが浅海増殖に転換して、あとの四千万戸というのはどこへいったか解らない。そういう現状においてはどうしても、われわれは浅海漁場を守って行きたいと思っております。とにかくそういう状態になってきており、単に浅海増殖の問題だけでなく、多くの沿岸漁業にとりましても重大な問題であると存じますので、尚一層この問題につきまして御関心をもっていた

だきたいと思っております。何分この法律は自民党の提案であり、政府の提案ではありません。それだけにわれわれとしましてもやりずらい点もあるものであります。しかし漁民の経済を守り生活を守るという点から申しまして、何が何でもわれわれとしましてはその最大の目的に向って前進したいという考えであります。

そこでどうしても止むを得ず部分的に埋立をするような場合、この法律とは別に地方的に埋立をしなければならぬという場合には、これは適正な補償がなければ承服しない。私は今日まで各地の埋立補償の交渉に御相談のつてきましたが、今の補償の方式は財産権の補償しかしてくれないことになっております。漁業権に対する補償だけあります。例えば十萬坪の埋立をします場合にこの十萬坪の漁場から幾らの水揚があるだろうかということをおさえてみて、その水揚の金額から水揚に要した経費を差引いて、その残りが粗収入という形になります。この中には労働賃金も含まれておりますから更にそれに対する八割を二割を労働賃金に見てその十年分ということによって補償金を出してあります。最近

業界紙等に出ていますが一組合員に対して五百萬円出したとか五百八十萬円出したとかいうのは、大体こうした計算から補償金を算出されております。中には摺金でやっているようなところもあります。がそれは漁民諸君が不利なのであります。今申しましたところの補償をよく分析してみますと、皆様の漁業生産、例えば今一戸当り十萬円の水揚があったと仮定しましょう。そうするとこの十萬円の水揚というものはどういうものが生み出したのかといえますと、先づ漁場があつて生産されたに違いない。その次は経費、労働力です。この三つの要素によって十萬円の水揚が出来ていると考えて間違いありません。そうしますと、労働賃金を二割と計算し経費を引きますと何が残りますか。漁業権だけしか残らないのであります。この漁業権に対して今申しましたようなことで漁業補償金が出されているのでありますから、結局漁業権に対する補償であつて、生活に対する補償はないという考えが出てくる訳であります。

いづれにしても漁場を離すこととは私は絶対反対であります。しかし大勢止むを得ない場合があります。その時には最高の補償をもらうという考え方で、私はこうした問題について相談のつてまいりました。しかし個々のそうした運動ではなく制度として、少なくとも六分か五分ぐらいの利廻りにするようにして、十三年か或いは十五年近くもろうくらいにしなければ、われわれとしては納得出来ないと申すのであります。いづれにしても制度として、そういうふうな問題をこの業界の全力を結集して確立しなければならぬと思っております。

しかしながらこうした補償の問題は、漁民諸君にとつてもまとまった金が三百萬なり五百萬円入りますと非常にこれは喜びますけれども、私が今日まで見て来た例をみますと、三百萬円なり五百萬円の補償金をもらつて先づ一年半の間に一割は脱落してあります。働く漁場はなし金はなし、非常に困っている連中がおりますが、一年半の間に全部使つてしまふ、そういうことはあり得ないと思ふのであります。現実にはあるのではありません。だから私はそうした点からみまして仮に三百萬〜四百萬円の補償金をもらつても、この補償金のものを従来漁場において仕事をしてもらつたと同じように、この金の運用なり管理が充分出来るならばそれだけの能力のある方なれば、私は場合によれば埋立に賛成するかも知れない。しかし現実の実態を見てもみますと、経営能力、財産の管理能力、陸上における技術は何も身につけていない。そういう人が漁場に変つて金をもらつてみたところで、これは充分な生活は維持出来ないと私は思うのであります。

そういう観点から私は終始漁場の埋立には絶対反対なのであります。しかし今申しましたような事情で、協同組合側がどうしても埋立にかかるといふ場合には、その時なりの相談にも応じてきたのであります。近代産業の発展にともなつて工場の増設なり、或いは新規設置があり、だんだん漁場が狭くなつてくるのは或は大勢かも知れませんが、われわれ漁業者の立場になつてみますと、やはり父祖伝来の漁場というものは残して、そうして細々であつてもこの漁民の生活を安定させたいという気持なのであります。といつて漁場の生産力が落ちてきて、極言しますれば漁場の汚水のために漁場の生産力が落ちて0になつた時に、この場合の補償金は何かと申しますと、どんな計算をしましても0の生



産力は0である限りにおいては、補償金は0としか出ないのであります。この辺も考えなければならぬと思うのであります。だからもし理立がありますならば少なくとも、現状においての補償の計算をしてもらって、そして欲の深いことをいいますなれば、日本銀行の物価指数にスライドするようなところの補償を考えてもらうといえますか、余程その辺に研究の余地が多いと思っております。

### 九、汚水問題について

この問題については、われわれ業界としまして多年の懸案でありました。水質保全法と工場廃水の規制に関する二つの法律が昨年施行になりましたが、残念ながらこの二つの法律は出来上がったというだけで、何等法律の効果が上っておりません。例の水系の指定の問題、水質基準の設定問題等は今以って未解決であります。そのうえ現在その法律にありません仲介人制度というものは、調停制度ではないのであります。つまり紛争を起した場合に、工場側は汚水を流しませんという。協同組合側は流しているという被害がこの通りあるではないかという。この間の調停を

する機関ではなく仲介をする制度であります。しかも仲介人制度というのは、今の各府県に出来上ったところの仲介人機関の構成をみますと工場側に偏した人が多いのであります。そうしますと答は皆さんはつきり出ているのであります。仲介人のお世話にならなくともこれは決して漁民側の利益になるようなものは出るとは考えられない。私はそういう点からみて、現場において第一線において汚水問題が起ったときに、仲介人制度で満足出来ないものがあるならば、再審制度として中央にこの話をもっていって、大きな広い視野からこの問題を検討してくれるような、再審制度が必要だろうと私は思っております。でないといふ関係からして工場関係と漁業関係とが対立したときには、とてもこれは話にならないのであります。少なくとも現在の法律には先程申しました再審制度、上級機関においてこれをもう一回審議していただくような制度を考えてもらいたい。同時にまた漁民代表を入れるにあたっては、少なくとも半数程度は漁民代表を入れることとでなければならぬと思えます。現在東京にありますところの水質に

○人の定数に漁業代表は一人であります。この一事をみても大体見当がつくだろうと思っております。だからこういうふうな法律をお前達はなぜ通したかといわれるかも知れないが、私はないよりはました。という考え方でまずこの立法を推し、それに準じて法律の改正を進めて行きたいという考えであります。中央の水産業に關係する各団体とも、そういう観点に立ってまいりましたが、その後あまり活潑な運動はしておりませんが、過般も關係団体とも話し合いますので、どうかこの問題につきましても従来以上の皆様方の御支援をお願いしたいと思っております。

### 十、浅海増殖について

最後に浅海増殖について申し上げますが、沿岸漁業不振の中におきまして、浅海増殖の方は幸い大変よくなってきました。私の考えを素直に申しまして誠に恐縮に存じますが、内海におきまして現在のり、漁業が相当発展してきました。本県下にも三、四のり、関係の組合がありますがどの位の成果を揚げておられるかはその方々にお聞き取願うとしまして、毎年全国で六千世帯から増えて

きているというところの事実からお考え下さいまして、のり、漁業の有望性ということが解かるであろうと思っております。

そこで漁場の関係であります。最近におきましては水深五〇〜六〇尺のところウヅブリのりの養殖が始まっております。これは外洋性ののり、養殖だといわれており、沖合養殖であります。今まででありますと水深三〜四米位までの所で、養殖をしておりませんが、今は筏式養殖になっております。ですからそういうものを併用するという途がありますから、もし皆様の方の漁場におきましてこうした養殖方法が適しますなれば、一つ御採用御研究をいただくのも今後の組合の漁業振興のお役に立つのではないかという気がするのであります。

もとより漁業経営の能力のある方は、沖合なり或いはその方面に御活躍願って、経営能力のないような方、或いは年令の関係から、またその他種々の条件から勘案しまして、浅海増殖業に向ける方がよろしいというような方がいますれば、どうかそういう方を出来る限りのり、養殖業に転換されるのがよろしいと考えております。もとよりこののり、漁業は



うかこうした困難な事業を克服し、得て進まなければなりませんので、そうして漁業協同組合の最終の目的を達するために御健闘をいたが、今後共この組合運動のために御だきたいと思っております。漁業協 尽力下さいますようにとくにお願ひ同組合は何と申しましても人の和を 致します。(了)

### 水産資源愛護の映画会開催

例年より五月一日から実施中の第五回水産資源保護月間にあたり、本県も記念行事の一環として、兵庫県ならびに兵庫県漁連等の共催により、左記のとおり映画会を開催し、水産資源の保護運動の啓蒙を図ることになりましたので、最寄りの会場になるべく多数お集り願ひ本映画会が盛大裡に開催出来ますと同時に、水産資源保護運動の啓蒙に御協力下さいますようお願い致します。

- 一、上映映画
  - 1、カラスライド「仔ダコを育てよう」「全水共、たより」
  - 2、県政ニュース
  - 3、短篇映画「家庭音楽会」
  - 4、劇映画絵天然色シネスコ「太閤記」
- (注) 県政ニュースは広報課の貸出の都合上二十一日より二十四日まで
- 二、開催日時及び場所
 

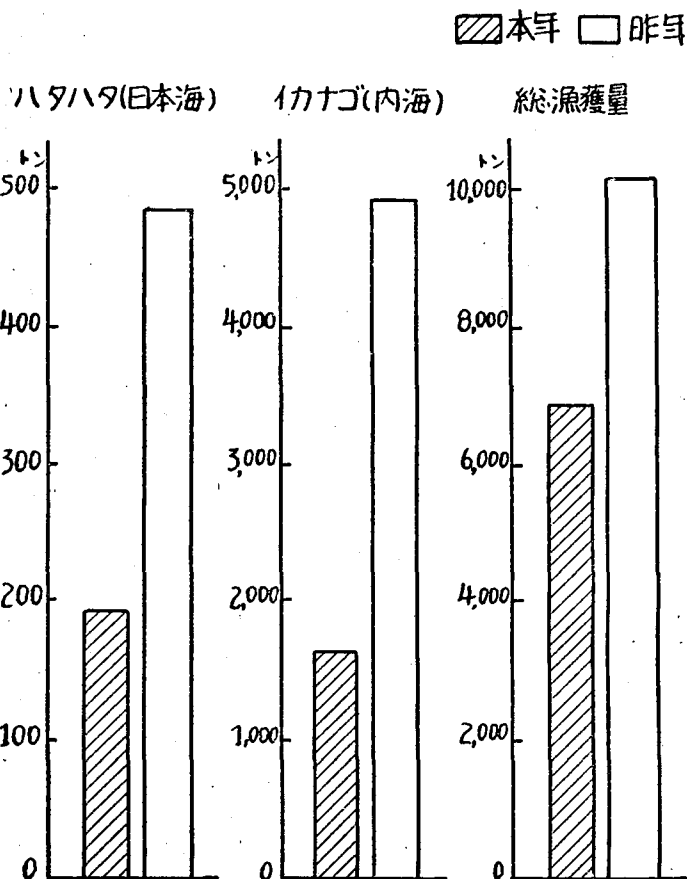
六月二十一日	浜坂町公会堂	二十二日	三尾御火浦小学校
二十三日	香住町漁協	二十四日	津居山港漁協
二十七日	塩田漁協	二十八日	阿那賀小学校
二十九日	岩屋小学校	三十日	林崎小学校
七月一日	室津小学校(播)	二日	家島小学校

### 昭和三十五年四月の海面漁獲の概要

昭和三十五年四月中の総漁獲量は、六、八一五トンで、前年同期の六七%、過去五ヶ年(昭、三〇〜三四年)同期平均の六四%である。これは、内海において、イカナゴこまし網漁業が、盛漁期に入ったにもかかわらず不振で、イカナゴの漁獲量が、例年(約五、〇〇〇トン)の三分の一(約一、六〇〇トン)であったことと、日本海において、中型機船底びき網漁業が、ハタハタ、ニギス等の漁獲不振により、依然と

昭和三十五年四月の海面漁獲の概要としてかんばしくなく、例年の約八〇%の水揚げしかあげていないことによるものである。このほか、今期において特に目立つのは、例年より早く(三月から)操業を初めた内海のイワシ船びき網漁業と、日本海のイワシ巾着網漁業であるが、これらの漁業の漁獲は、順調に伸びており、イワシの漁獲は、内海、日本海ともに平年漁獲量を上廻っている。(水産課調整係)

本年4月の漁獲量と昨年4月の漁獲量との比較



昭和35年4月中の海面漁獲量 (単位：トン)

海区 年度 魚種	県 総 計				瀬 戸 内 海				日 本 海				
	35年	34年	増減量	率	35年	34年	増減量	率	35年	34年	増減量	率	
総 計	6,815.3	10,178.6	△ 3,363.3	67	3,224.5	6,446.9	△ 3,222.4	50	3,590.8	3,731.7	△ 140.9	96	
魚	イ ワ シ	836.0	653.3	182.7	128	365.4	240.0	125.4	152	470.6	413.3	57.3	114
	イ カ ナ ゴ	1,643.5	4,901.5	△ 3,258.0	34	1,643.5	4,901.5	△ 3,258.0	34	—	—	—	—
	タ ラ	823.5	934.4	△ 10.9	88	—	—	—	—	823.5	934.4	△ 10.9	88
	カ レ イ	1,328.9	1,131.9	197.0	117	62.3	83.5	△ 21.2	75	1,266.6	1,048.5	218.1	121
	タ イ	52.5	50.5	2.0	104	39.5	42.8	△ 3.3	92	13.0	7.7	5.3	169
	サ バ	23.5	81.5	△ 58.0	29	—	—	—	—	23.5	81.5	△ 58.0	29
	ア シ	74.2	92.2	△ 18.0	80	0.9	2.7	△ 1.8	33	73.3	89.6	△ 16.3	82
	サ ワ ラ	1.6	0.9	0.7	178	1.6	0.9	0.7	178	—	—	—	—
	ブ ハ マ リ	68.4	28.5	39.9	240	—	—	—	—	68.4	28.5	39.9	240
	ボ ラ	16.0	11.1	4.9	144	15.4	11.1	4.3	139	0.6	—	0.6	—
	ハ モ	2.6	6.7	△ 4.1	39	2.5	3.9	△ 1.4	64	0.1	2.8	△ 2.7	4
	ア ナ ゴ	57.5	63.4	△ 5.9	91	52.9	62.9	△ 10.0	84	4.6	0.5	4.1	920
	シ イ ラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サ メ	66.1	35.3	30.8	187	2.7	8.2	△ 5.5	33	63.4	27.1	36.3	234
	類	ハ タ ハ タ	190.5	485.1	△ 294.6	39	—	—	—	—	190.5	485.1	△ 294.6
ニ ギ ス		214.9	326.3	△ 111.4	66	—	—	—	—	214.9	326.3	△ 111.4	66
その他の魚類		332.4	336.3	△ 3.9	99	148.4	179.6	△ 31.2	83	184.0	156.7	27.3	117
(魚類計)		5,731.9	9,139.3	△ 3,407.4	63	2,334.9	5,537.0	△ 3,202.1	42	3,397.0	3,602.3	△ 205.3	94
水産動物	スルメイカ	0.1	0.1	—	100	—	—	—	—	0.1	0.1	—	100
	その他のイカ	257.6	306.5	△ 48.9	84	251.3	302.6	△ 51.3	83	6.3	3.9	2.4	162
	タ コ	207.6	177.9	29.7	117	181.0	149.2	31.8	121	26.6	28.6	△ 2.0	93
	エ ビ	36.3	54.8	△ 18.5	66	29.1	49.1	△ 20.0	59	7.2	5.7	1.5	126
	カ ニ	125.0	49.1	75.9	255	2.3	2.2	0.1	105	122.7	46.9	75.8	262
	ナ マ コ	51.2	63.4	△ 12.2	81	51.2	63.3	△ 12.1	81	—	—	—	—
	その他の水産動物 (水産動物計)	7.6	16.4	8.8	46	6.8	7.3	△ 0.5	93	9.0	13.1	△ 8.2	9
貝類	248.6	216.1	32.5	115	225.8	200.4	25.4	113	15.7	27.6	7.1	145	
藻類	149.3	155.1	△ 5.8	96	142.1	135.7	6.4	105	19.4	0	△ 12.2	37	

(注) △は減 ○は漁獲量50kg未満 (50kg以上は100kgに切上げ)